

原議保存期間 1 年未満  
(令和 7 年 3 月 31 日まで)

犯罪収益移転防止法共管省庁担当課長 殿

事 務 連 絡  
令 和 7 年 1 月 1 0 日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

取引時確認における台湾の運転免許証取扱時の留意事項について

先般、警察において、偽造された台湾の運転免許証の存在を認知したところです。台湾の運転免許証については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）第7条第4号により本人確認書類に該当し得るところ、偽造された本人確認書類による取引時確認が行われてしまうと、マネー・ローンダリング対策上の大きな脅威となります。

そこで、貴省庁におかれましては、別添資料「偽造台湾免許証チェックポイント」について、所管する特定事業者に共有いただきますようお願いいたします。

なお、当該資料の内容が対外的に明らかとなった場合には、対策を講じられるおそれがありますので、顧客等から見えない場所で参照するなど、その取扱いに十分留意するよう、併せてお願いいたします。

**【連絡先】**

警察庁刑事局組織犯罪対策部  
組織犯罪対策第一課

電話 03-3581-0141（内線 4429）